

## 【居宅サービス計画の説明及び同意について】

(Q1)	利用者の居宅サービス計画書への同意について、各表へ署名捺印をしてもらう必要があるか。
(A1)	<p>介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の内容を利用者又はその家族に説明し、文書で利用者の同意を得なければならないとされていますが（基準省令第13条第10号）、この同意は必ずしも各表全てへの署名捺印を求めるものではありません。</p> <p>したがって、同一時期に作成、説明し、同意を得た場合には、第1表に署名捺印を得ていれば、包括的に同意を得たものと解釈できます。</p> <p>ただし、毎月作成しなければならない第6表、第7表については、その都度、利用者に説明し、同意を得て交付することが必要です。この場合にも、署名捺印は第6表にあれば足ります。</p>

## 【サービス担当者会議】

(Q2)	サービス担当者会議の開催について、関係者全員を招集しないと減算になるか。また、欠席したサービス担当者に対する照会は認められないのか。
(A2)	<p>「サービス担当者会議の開催等を行っていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する」とこととされています（基準省令第13条第9号）。</p> <p>このサービス担当者会議には関係者全員の出席が望ましいことは言うまでもありませんが、やむを得ない事情がある場合には、全員が出席していくなくても差し支えありません。</p> <p>したがって、サービス担当者会議に関係者全員が出席できるよう日程調整を行うことは必要ですが、一部の関係者が自らの都合で会議に出席できなかった場合には、やむを得ない事情があると認められ、減算にはなりません。</p> <p>なお、サービス担当者会議に出席できなかった一部の関係者へは、照会等によって意見を求めるることができます。</p> <p>また、サービス担当者会議は、利用者の状況や居宅サービス計画の内容について、関係者が情報を共有する点に意義がありますので、担当者会議に欠席した関係者に対する照会の記録がほとんどないような場合には、サービスの質を向上させる観点から、指導の対象となることがあります。</p>

(Q3)	本人や家族の担当者会議への参加は必須か？
(A3)	<p>基準省令上、利用者本人や家族の担当者会議への出席は必須ではありませんので、利用者本人や家族の出席がない場合でも減算にはなりません。</p> <p>しかし、指定居宅介護支援は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立つべきものであることから、利用者本人や家族も担当者会議へ出席することが望ましく、その出席がない場合でも、アセスメント等を通じて、利用者の心身の状況や意向をあらかじめ把握しておくことが必要です。</p>

【居宅サービス計画書の変更について】

(Q4)	月末に訪問した際や電話で急にサービスが必要となった場合で、当月中に一連のプロセスを踏まないと減算になるのか。 例) 緊急でショートステイを利用する等
(A4)	<p>既定の居宅サービス計画以外のサービスを計画し、利用した場合は、サービスの追加であり、軽微な変更ではありませんから、基準省令第13条第15号により、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。</p> <p>この場合、当該月中に一連の業務を行っていないければ、減算になるのが原則です。</p> <p>しかし、月末に緊急の必要が生じ、居宅サービス計画以外のサービスを利用するような場合には、一連の業務を完了するのがサービスを利用した後になることも想定されます。</p> <p>そこで、このような場合には、当該月を越えていても、居宅サービス計画を変更の上、変更後の居宅サービス計画への利用者の同意、当該計画書の交付という一連の業務を速やかに行っていれば、減算しない取扱とします。</p> <p>※「サービス担当者会議等」の考え方については、Q2を参照してください。</p>

(Q5)	短期目標の期間が切れた場合、モニタリングにより大きな変化が無い場合は、その都度ケアプランの再作成をする必要があるか。
(A5)	<p>短期目標の期間が満了した場合、モニタリング結果等に基づいて、当該目標の妥当性や居宅サービス計画の変更の必要性等について検討し、居宅サービス計画の変更が必要な場合には、変更の手続きを踏むことが必要です。</p> <p>モニタリングの結果を検討した上で、居宅サービス計画を変更する必要がない場合には、<u>変更内容</u>を追記することにより、既定の計画書を継続して使用することができ、改めて居宅サービス計画書を作成する必要はありません。</p> <p>なお、居宅サービス計画を変更する必要がなく、変更内容の追記をした場合、当該計画書を利用者及びサービス事業所に対して、再度交付する必要はありません。</p> <p>「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年老企第29号）を参考にしてください。</p>

写

老振発第0313001号  
平成21年3月13日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿  
中核市

厚生労働省老健局振興課長

### 居宅介護支援費の退院・退所加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る様式例の提示について

標記について、今般下記のとおり定めたので御承知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、当該様式は当該加算の算定を担保するための標準様式例として提示するものであり、当該様式以外の様式等の使用を拘束する趣旨のものではない旨、念のため申し添える。

#### 記

・ 退院・退所加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る様式例（別紙）

# 退院・退所情報提供書

(面談日) 平成 年 月 日

情報提供元の医療機関・施設名

所属

電話番号

ふりがな			
利用者氏名	(男・女)		
生年月日(明・大・昭)	年	月	日(歳)
入院期間 入院日	年	月	日 ~ 退院(予定)日 年 月 日

	入院・入所中の状況	(特記事項)
疾病の状態	主病名 主症状 既往歴 服薬状況 (自立・一部介助・介助・その他)	(感染症等)
食事	自立・一部介助・介助・その他 (ペースト・刻み・ソフト食・普通/経管栄養)	
口腔ケア	自立・一部介助・介助・その他	
移動	自立・一部介助・介助・その他 (見守り・手引き・杖・歩行器・ シルバーカー・車椅子)	(独自の方法・転倒危険)
入浴	自立・一部介助・介助・不可(シャワー・清拭)	
排泄	自立・見守り・介助/オムツ(常時・夜間のみ)	(留置カテーテル等)
夜間の状態	良眠・不穏(状態: )	
療養上の留意する事項		

長寿第1683号  
平成21年2月27日

各指定居宅介護支援事業所 管理者様

岡山県保健福祉部長寿社会対策課長  
(公印省略)

### 居宅介護支援事業におけるモニタリングについて

このことについては、厚生労働省令により、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回、モニタリングを実施すべきものとされていますが、本県では、従来、「特段の事情」の有無及びその内容については保険者の判断に委ねることとし、保険者において特段の事情があると認める場合を除き、1月に1回のモニタリングが行われていない場合には減算とする取扱としてきたところです。

しかしながら、利用者の状況に応じた適切なケアプランに基づき、利用者に必要なサービスが提供されるべきであるという介護保険制度の本来の趣旨に鑑み、「特段の事情」に係る本県の考え方を次のとおり示すこととし、平成21年4月サービス提供分からの適用としますので、御了知願います。

なお、例1から例3はあくまで例示であり、利用者の個別の事情によっては、これら以外にも「特段の事情」に該当する場合はありますので、疑義のある場合には、あらかじめ本県又は保険者に照会されるようお願いします。

#### 記

例1：利用者の居宅を訪問すれば本人と家族の関係が悪化すると客観的に認められる場合

(考え方)

家庭内で虐待がある等の理由から、利用者の居宅を訪問することで、本人と家族との関係が悪化することが見込まれ、関係機関（地域包括支援センターや市町村の介護保険担当部・課）と協議した結果、その月の訪問を差し控えるべきであるとの判断に至ったような場合には、「特段の事情」があると認められます。

この場合には、減算の対象となりませんが、その経過や理由を具体的に支援経過記録等に記載しておくことが必要です。

事業所独自の判断による場合や、協議記録がない場合には、特段の事情があるとは認められず、減算の対象となります。

例2：利用者が緊急で入院、あるいは緊急で短期入所サービスを利用することになったために、利用者の居宅でモニタリングが出来なかった場合

(考え方)

利用者が月の途中で緊急入院、あるいは緊急で短期入所サービスを利用し、その月のうちに退院(退所)できなかつたために、利用者の居宅を訪問してモニタリングが出来なかつた場合には、「特段の事情」があると認められ、減算の対象なりません。

ただし、モニタリングの趣旨は、利用者本人の心身の状況をはじめ、家族や居宅周辺の生活環境の把握、サービス事業所等との情報交換にあることから、原則として利用者の居宅で行うことが必要ですので、少なくとも利用者の入院(入所)先を訪問し、利用者と面接することは必要です。

なお、利用者が死亡したために、モニタリングが出来なかった場合も、「特段の事情」があると認められ、減算の対象となりませんが、検査入院等、事前に入退院の時期が決まっていた場合には、その時期を避けて、利用者の居宅を訪問し、モニタリングをすることが可能ですので、「特段の事情」があると認められません。

例3：地震・風水害や火災により利用者の居宅が被災したために、利用者の居宅でモニタリングが出来なかった場合

(考え方)

例2と同様、不可抗力によるものであり、「特段の事情」があると認められます。したがって、減算の対象となります。

注1：「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することが出来ない場合をいい、介護支援専門員に起因する事情は「特段の事情」に該当しないので、御留意願います。

※「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準について」(平成11年老企第22号)を参照

注2：「特段の事情」がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要であり、この記録がない場合には減算の対象となります。

また、モニタリングの結果の記録を、2年間保存しておいてください。

(なお、モニタリングの結果の記録にあたっては、記録の形式は問いませんが、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載しておいてください。)

写

老振発1224第1号

平成21年12月25日

各都道府県介護保険主管課（室）長 殿

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて

厚生労働省老健局振興課長

標記については、「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて」（平成20年8月25日付老健局振興課事務連絡）等を通じて、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるべきものであることを改めて周知するとともに、管内市町村、介護サービス事業者、関係団体、利用者等に幅広く情報提供していただくようお願いしているところです。

しかしながら、依然として同居家族等の有無のみにより生活援助の提供が判断されているという指摘があることから、各都道府県におかれでは、管内の市町村に対して、生活援助等において同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することができないよう、改めて周知徹底していただくようお願いいたします。

また、今般別紙のとおり、ご利用者向けに訪問介護サービスの内容をご案内するチラシを参考までに作成いたしましたので、市町村においてご活用されますよう周知願います。

なお、市町村における周知に係る経費については、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供に係るものとして地域支援事業を活用することも可能ですので、あわせて管内市町村に周知いただくようお願いいたします。

# 介護保険制度 訪問介護についてご案内

## ちよつとしました

厚生労働省



このように、利用者が自ら行動することができない状況では、介護保険制度の訪問介護が利用できます。

介護保険制度の訪問介護は、適切なケアプランに基づき、次のような理由により自ら行うことが困難であると認められた、日常生活上必要な家事の支援です。

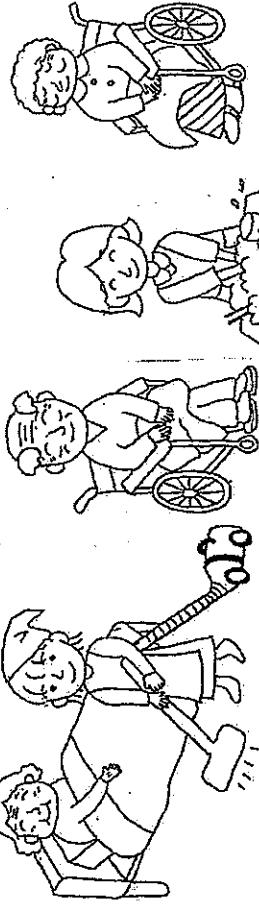
○利用者が一人暮らしの場合

○利用者の家族等が障害や疾病等の理由により、家事を行うことなどが困難な場合

※利用者の家族が障害や疾病でなくとも、その他の事情により、家事が困難な場合

例えば、

- ・家族が高齢で筋力が低下していて、行うのが難しい家事がある場合
- ・家族が介護疲れで夫婦等の深刻な問題が起きてしまうおそれがある場合
- ・家族が仕事で不在の時に、行わなくては日常生活に支障がある場合などがあります。



上記のように、利用者に同居家族がいるということだけで一律に生活援助が利用できないわけではありません。ご家族の状況等を確認した上で、利用が可能な場合もありますので、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談下さい。

### 訪問介護ってどのようなサービスですか？

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問して行う次のようないくつかのサービスです。

#### 身体介護

○食事や排せつ、入浴などの介助を行う

#### 生活援助

○掃除や洗濯、食事の準備や調理などを行つ

## 介護支援専門員の資格管理について（平成22年度版）

介護支援専門員の資格について、平成18年4月より、有効期間が定められた登録制度が設けられました。有効期間の更新には、所定の研修の受講→更新申請が必須です。更新申請を行わず、介護支援専門員業務に従事した場合は、介護保険法第69条の39第3項の規定により、介護支援専門員の登録を消除（取消し）となります。従事する介護支援専門員の資格管理（有効期間の把握・証の携行の指導等）に努め、有効期間の更新ができていない介護支援専門員に業務に従事させることのないよう、下記の点に十分ご留意願います。

### I 岡山県で発行された旧登録証（A4判と携帯用の2種、写真なし）の有効期間満了日

登録年月日※1	有効期間満了日※2	更新研修（初回）受講年度
平成17年3月11日	平成23年3月11日	平成22年度
平成18年3月23日	平成23年3月23日	平成22年度

#### ①登録年月日（※1）が上記より以前の介護支援専門員

- 更新申請に基づき、介護支援専門員証（有効期間記載、写真付き）を交付済み。
- 旧登録証は、県に返納。

介護支援専門員の新規雇用、変更の際の資格確認には、必ず介護支援専門員証（有効期間記載、写真付き）の提示を求め、有効期間を確認し、携行するよう指導すること。  
旧登録証しか持っていない=更新していない=介護支援専門員として配置不可  
(業務についていた場合は、登録消除の対象になる・・・介護保険法第69条の39第3項第3号)

#### ②登録年月日（※1）が上記の介護支援専門員

- 平成22年度実務従事者向け更新研修（平成22年6月～9月に開催）、平成22年度実務未経験者向け更新研修（平成23年1月～3月（現在開催中））、平成18年度以降の専門研修課程I、IIを修了した者は、有効期間満了日（※2）までに必ず更新申請を行う。

平成22年2月～3月中に、介護支援専門員を新規雇用、変更する際には、更新に係る研修を受講しているか、交付申請しているか、必ず確認すること。

※研修未受講・未修了（更新できない）→有効期間満了後は介護支援専門員として配置不可  
○介護支援専門員証の交付（予定）

- 実務従事者向け更新研修又は、専門研修課程I・II修了者・・・平成23年2月末
- 実務未経験者向け更新研修修了者・・・平成23年3月末

（すぐに業務に従事予定の者へは3月上旬の交付）

介護支援専門員証交付後は、介護支援専門員証の有効期間を確認し、携行するよう指導すること。

## II 平成18年4月1日以降、岡山県で登録された介護支援専門員

登録年月日	有効期間満了日	更新研修（初回）受講年度
平成18年4月1日以降	介護支援専門員証に記載	有効期間満了日の1年前の日付が属する年度

- ・介護支援専門員として配置するためには、登録とは別に介護支援専門員証の交付を受けていることが必要。登録を受けているだけでは、介護支援専門員業務に従事できない。

介護支援専門員の新規雇用、変更の際の資格確認には、介護支援専門員証（有効期間記載、写真付き）の提示を求め、有効期間を確認し、携行するよう指導すること。  
登録のみを受けている者の場合、介護支援専門員証の交付申請を行うよう指示すること。  
(申請から交付までに1ヶ月要する。)

## III 更新に係る研修を未受講・未修了で、有効期間満了日を経過した 介護支援専門員

- ・再研修（年1回1月～3月に開催）を修了した後、介護支援専門員証の交付を受ければ、介護支援専門員として配置可能となる。

## IV 他の都道府県で登録されている介護支援専門員

- ・旧登録証の有効期間満了日は、岡山県で登録されている者と異なる。  
(有効期間満了日が不明な場合は、登録先の都道府県に照会が必要。)
- ・資格に関する各種届出・申請は、登録先の都道府県に行うことになる。  
(岡山県で更新研修、専門研修課程Ⅰ、Ⅱを受講していても、更新申請は登録先の都道府県に行う。)
- ・岡山県内の事業所で介護支援専門員として配置されている（配置予定含む）場合は、岡山県への登録の移転が可能。

## V 2回目以降の有効期間の更新をするためには

- ①介護支援専門員証の有効期間中に実務に従事又は従事していた経験があり、かつ初回更新時に専門研修課程Ⅰ、Ⅱまたは、実務従事者向け更新研修を修了した者

↓

有効期間満了日の1年前の日付が属する年度に専門研修課程Ⅱを受講すること。

- ②介護支援専門員証の有効期間中に実務に従事または従事していた経験はあるが、初回更新時に未経験者向け更新研修を修了した者

↓

有効期間満了日の1年前の日付が属する年度に実務従事者向け更新研修を受講すること。

- ③介護支援専門員証の有効期間満了までに実務経験の無い者

↓

有効期間満了日の1年前の日付が属する年度に実務未経験者向け更新研修を受講すること。

# 介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針

## 1 目的

介護保険法に基づく運営基準等において、介護保険事業者（以下「事業者」という。）は、介護サービスの提供による事故発生の防止並びに発生時の対応について、必要な措置が定められている。

しかし、介護保険施設等における介護サービス提供中の重大な事故が後を絶たず、高齢者の生命・身体の安全の確保が最優先の課題となっている状況である。

このため、介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止、発生時の対応及び再発防止への取組等について次のとおり指針を定め、もって、利用者又は入所者等の処遇向上を図ることを目的とする。

## 2 事故発生の未然防止

### (1) 居宅サービス事業者

- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ② 管理者は、従業者に対し、事故発生の防止に関する知識等を周知するとともに、事業所外の研修等を受講させるよう努めること。

### (2) 施設サービス事業者

- ① 事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ② 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。  
(上記、指針、委員会及び研修についての詳細は、基準省令及び解釈通知を参照すること。)

## 3 事故発生時の対応

### (1) 居宅サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び保険者）、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  
(記録は2年間保存すること。)

### (2) 施設サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び保険者）等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  
(記録は2年間保存すること。)

## 4 事故後の対応及び再発防止への取組

### (1) 居宅サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業者に周知徹底すること。

### (2) 施設サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策を職員に対し周知徹底すること。  
(上記、報告、分析等についての詳細は、基準省令及び解釈通知を参照すること。)

## 5 県(所管県民局健康福祉部)への報告

### (1) 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

#### ① サービス提供による利用者の事故等

ア. 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関で治療又は入院したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。(事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者の自身に起因するもの及び第三者によるもの(例:自殺、失踪、喧嘩)を含む。)

イ. サービス提供には、送迎等も含むものとする。

#### ② 食中毒、感染症(結核、インフルエンザ他)の集団発生

#### ③ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

#### ④ 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

### (2) 報告事項

県(所管県民局健康福祉部)への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の各項目が明記されている書式がある場合には、それによつても差し支えない。

### (3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県(所管県民局健康福祉部)及び市町村(所在市町村及び保険者)に報告する。

また、感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、併せて、県(所管県民局健康福祉部)及び所在市町村に報告する。

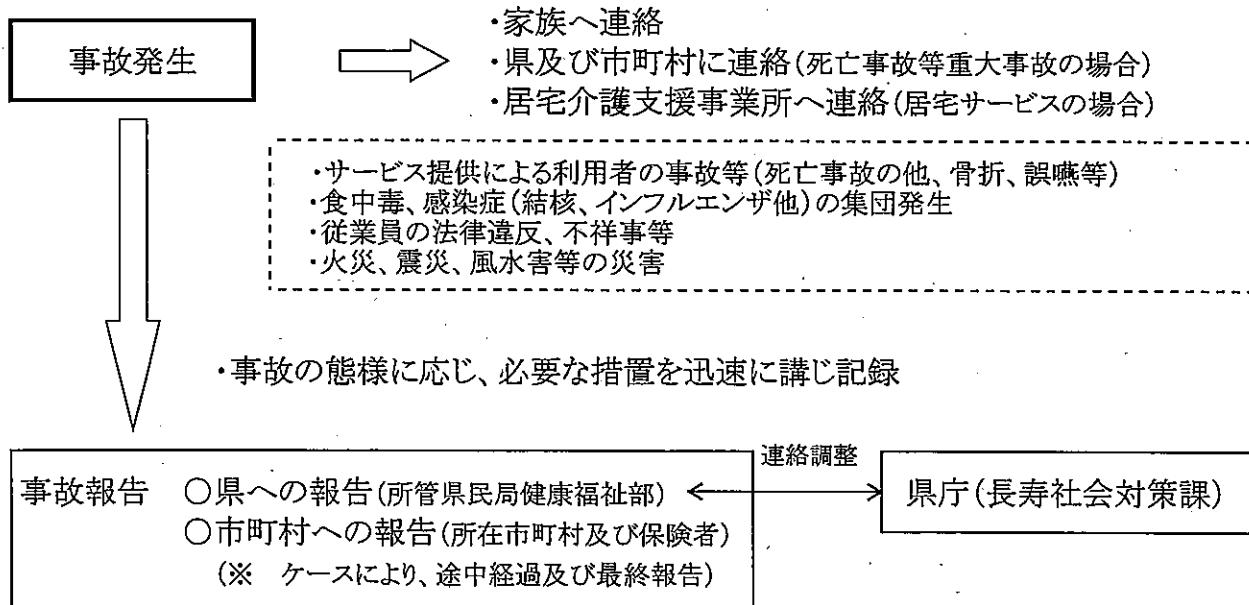
#### ① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後、速やかに報告書を提出する。

#### ② 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

### ※ 参考(事故報告フロー図)



(報告様式)

第1報：平成 年 月 日

第2報：平成 年 月 日

## 介護保険事業者・事故報告書

第1報（発生後速やかに報告）

事 業 所	名 称			サービス種類			
	所在 地			電 話 番 号			
	報告 者	職名 氏 名					
利 用 者	氏 名	(男 女)		被保険者番号			
	生年月日	明・大・昭 年 月 日(歳)	要 介 護 度	要 支 援 ( )	要 介 護 ( )		
事故 の 概 要	發 生 日 時	平成 年 月 日 ( )	午前・午後	時 分 頃			
	發 生 場 所	<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> その他( )					
	事 故 種 別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥・異食 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症等( ) <input type="checkbox"/> その他( )					
	事 故 結 果	<input type="checkbox"/> 通院	<input type="checkbox"/> 入院	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 骨折	<input type="checkbox"/> 打撲・捻挫	<input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> その他( )
事故発生時の具体的状況						報告先	報告・説明日時
						医師	/ :
						管理者	/ :
						担当CM	/ :
						家族	/ :
						県民局	/ :
						市町村	/ :
							/ :

第2報（第1報後2週間以内）

事故後の対応（利用者の状況、家族への対応等）	
損害賠償 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉	
事故の原因	
再発防止に関する今後の対応・方針	

注1 介護サービス提供中に事故等が発生した場合に、この報告書を県（所管県民局）に提出してください。

注2 第2報提出時に事故対応が未完結の場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを、今後の対応・方針欄に記載してください。なお、記入欄が不足する場合は、必要に応じ別に記載してください。

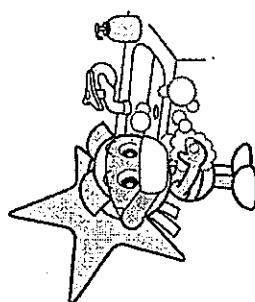
# 腸管出血性大腸菌(O157等)感染症に感染するおそれ

**意**

**注**

**要**

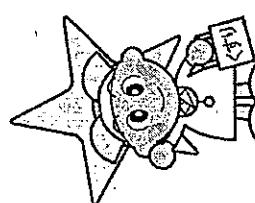
現在、岡山県内では「腸管出血性大腸菌感染症の患者さんが多数発生しています。次のこと気につけて、暑い夏を乗り切りましょう。」



「岡山県マスコット ももっち」



0157の顕微鏡写真



食中毒と同じ方法で予防できます。

◎調理前、食事前、用便後は手をよく洗いましょう。

◎台所は清潔に保ち、まな板、ふきん等の調理器具は十分に洗浄消毒しましょう。

◎生鮮食品や調理後の食品を保存するときは、冷蔵庫(10℃以下)で保管し、早めに食べましょう。

◎食肉など加熱して食べる食品は、中心部まで火を通すとともに、焼き肉などの際は、生肉を

扱うはと食べるのはしまじょう。

◎また、乳幼児や高齢者等、抵抗力の弱い人は、生肉等は食べたりしないようにしましょう。

◎気になる症状があるときは、早めに医師の診断を受けましょう。

◎主な初期症状は、「腹痛」「下痢」「嘔吐」などで、更に進むと水様性便になります。

◎患者からの二次感染に気をつけましょう。

◎二次感染を防止するため、患者の便に触れた場合は、手をよく洗い消毒しましょう。

◎患者が入浴をする場合は、シャワーのみにするか、最後に入浴するなどしましょう。

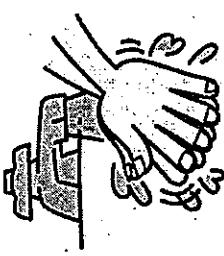
◎患児が家庭用ビニールプールで水浴びをする場合、他の幼児とは一緒に入らないようにしましょう。

◎なお、患者が衛生に配慮すれば、二次感染は防止できますので、外出の制限等は必要ありません。

## 「腸管出血性大腸菌」とは

大腸菌の多くは、人や動物の腸内に住んでいて、一般的には病気の原因になることはありません。

しかし、O157に代表される腸管出血性大腸菌は、腹痛や血便など の症状を起こすだけでなく、乳幼児や高齢者では、貧血や尿毒症を併発して、命にかかわることもあります。この菌は、牛などの家畜の腸 管にいることがあります。そのふん便がさまざまな経路で食品や水を汚染 することがあります。また、患者さんの便を介して、人から人に感 染したり、食品を不衛生に取り扱つたために、食品から食品へ菌が移ってしまい、感染が広がる可能性があります。



## 電話相談窓口（岡山県内の保健所）

名 称	所 在 地	電 話
備前保健所	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3934
岡山市保健所	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1262
備前保健所東備支所	和気郡和気町和氣487-2	0869-92-5180
備中保健所	倉敷市羽島1083	086-434-7024
倉敷市保健所	倉敷市笙沖170	086-434-9810
備中保健所井笠支所	笠岡市六番町2-5	0865-69-1675
備北保健所	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2836
備北保健所新見支所	新見市高尾2400	0867-72-5691
眞庭保健所	眞庭市勝山591	0867-44-2990
美作保健所	津山市椿高下114	0868-23-0163
美作保健所勝美支所	美作市入田291-2	0868-73-4054

岡山県ホームページ：http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\_sec1=36

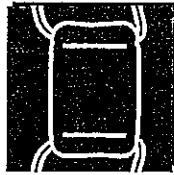
# 「流行」には、

のりがない。

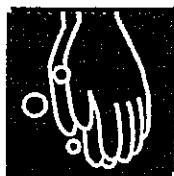
## 予防が大切 インフルエンザ

毎年、冬から春はインフルエンザシーズンです。

そんな「流行」にはのりないよう、自分でできる予防をお忘れに。まずはじつもの手洗い、マスク、咳エチケットから。



咳やくしゃみが出るときは  
人ごみではマスク、  
咳やくしゃみが出るときは  
咳エチケット



外出手先から帰ったら  
手洗い

石けんやハンドソープを使って最低15秒以上、手のひらだけでなく、手の甲、指の間やつめの間、手首までしっかり洗いましょう。洗った後は、清潔なタオルなどで水分を十分にふきとります。

### インフルエンザ等感染症相談窓口

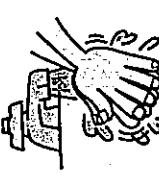
新型インフルエンザ・季節性インフルエンザ・動物由来感染症・性感染症などについて相談におこなえします。  
電話番号: 03-3234-3479 [委託先: 株式会社保健同人社] 受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

# ノロウイルス食中毒に気をつけまじゅう!

ノロウイルスは食中毒の原因となるウイルスの一種で、嘔吐、下痢、腹痛、発熱などの症状を引き起こします。ノロウイルス食中毒には、ノロウイルスに感染した調理従事者が、食品を汚染したことなどが原因と推定される事例が多くあります。また、ノロウイルスは二枚貝の内臓に蓄積されていることもあります。に注意しましょう。

## ★予防のポイント★

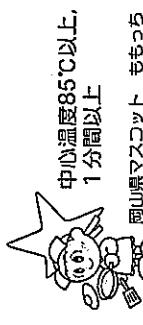
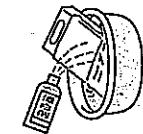
### 調理者の感染を防ぐ



感染予防には手洗いが重要です！  
外から帰ってきた後や食事前の手洗いを日常から徹底しましょう。  
また、家庭内の感染も起きやすいので、調理者は家族の健康状態にも注意しましょう。

### 調理時に注意すること

- 加熱して食べる食品は、中心部までしっかりと加熱しましょう。  
(中心部85°C以上で1分間以上)
- 食器、調理器具は使用の都度、洗浄・熱湯消毒をしましょう。
- 調理前、用便後の手洗いを徹底しましょう。
- 調理施設等では、下痢や風邪に似た症状のある場合は、食品を直接取り扱う作業に従事しないようにしましょう。
- ノロウイルスに感染しても、症状が現れずに便にウイルスを排泄している場合は使い捨てます。健康状態にかかわらず手洗いを徹底し、食品に直接触れる場合は使い捨てます。



ノロウイルスは「アルコール」や「逆性石けん」などでは十分な消毒効果が期待できません！  
手指は、石けんをよく泡立ててしつかりもみ洗いし、水で十分にウイルスを洗い流すことが大切です。



# 職場の衛生管理担当の方へ

## 平成 年度結核定期健診実施報告書

平成 年 月 日

(岡山県からのお知らせ)

＝結核は今でも身近な感染症です＝  
岡山県内では近年、毎年新しく結核と診断されている方は約300人余  
る結核の健康管臓を受けている方は約700人います。決して過去の病気ではないのです。

医療機関で受診するよう勧め、早期発見に努めましょう！

事業主の方は結核定期健診をコピーハンマーとして報告にご利用ください。(FAX可)

● 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第104号)

定期的健康診断(第53条の2 労働衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者(以下この章及び第12章において「事業者」という。)、学校(修業学校及び各種学校を含み、修業年数が1年未満のものを除く。以下同じ。)の長又は矯正施設その他の施設で命令で定めるもの(以下この章及び第12章において「施設」という。)の長又は、そのぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は施設で定めるものに対し、施設で定めるものに対しても、政令で定めるものに対して、政令で定めるのに取扱されている者(小学校修業者の行う事業において業務に従事する者を除く。)であつて該施設の治療に遅延があるときは、該施設の治療に遅延があるときは、該施設を指して、結核に係る定期的健康診断を行わなければならない。

(通報又は報告)

第53条の7 健康診査施設は、定期的健康診断を行つたときは、その健康診断(第53条の4又は第53条の5の規定による診査その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。)につき、受診者の数の他厚生労働省令で定める事項を当該健康診査を行つた場所を監督する保健所長(その場所が保健所を設置する市又は特別市内であるときは、保健所長及び市長又は区長)を通報又は報告しなければならない。

● 結核定期健診の対象者及び回数  
① 事業者(修業学校及び各種学校を除く)  
病院 診査所等の医療機関、老人保健施設、社会福祉施設(※)の従事者……年1回

② 学校長が行う学生又は生徒への定期的健康診断  
高大(大学、短大、高等専門学校、高等専門学校、修業年限1年未満除く)  
入学した年度……入学した年度

③ 施設長が行う受容者への定期的健康診断  
刑事施設(拘置所・刑務所)……65歳以上の受容者……年1回

※社会福祉施設(※)  
身体障害施設、精神障害者老人ホーム、特別養護老人ホーム、精神障害者施設、身体障害者施設、精神障害者施設、更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者受容施設、身体障害者受容施設、身体障害者受容施設、知的障害者受容施設、知的障害者受容施設、※障害者受容施設(民間では施設入所を望んでいます)、※障害者受容施設(民間では施設入所を拒んでいます)

■お問い合わせは各保健所保健課・支所へ(連絡先は下記をご覧ください)

(提出先)事業所所在地を管轄する保健所保健課(裏面連絡先を参照してください)(FAX可)

(報告期限)翌年度の4月10日までに提出してください。

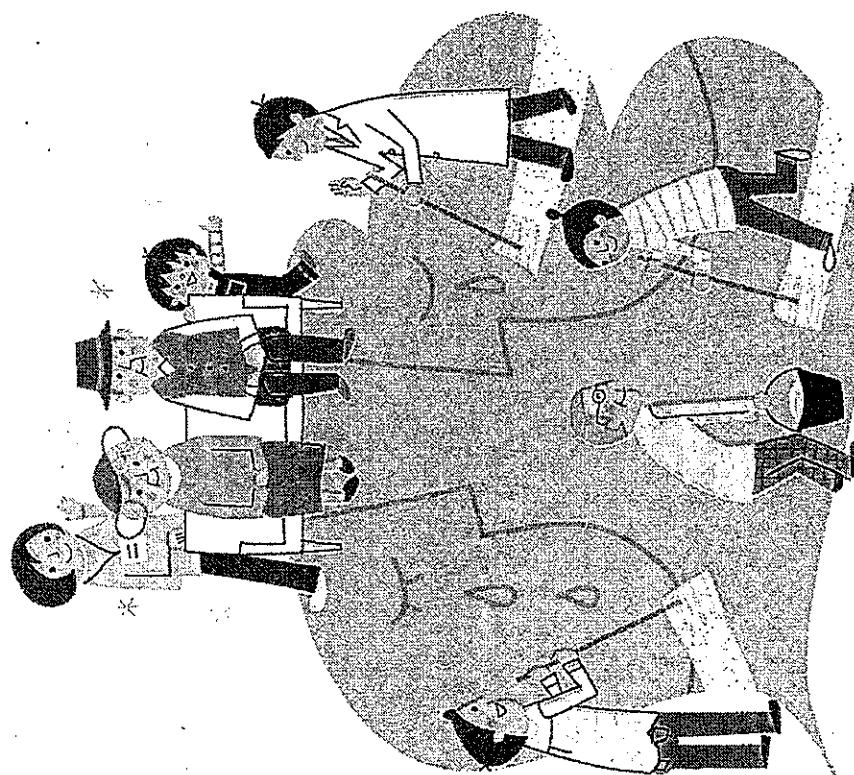
※期限を待たず、できるだけ速やかにご報告ください。

格後定期健診実施の場合は、その理由をお知らせください。

地 域	保健所・支所	住所	FAX番号
玉野市・瀬戸内市・吉備中央町	備前	〒701-3278 岡山市中区吉原町1-1-17	086-272-3934 086-271-0317
総社市・赤磐市・加茂町	英 僕	〒709-0392 和気郡和田山町47-2	086-922-5189 086-92-0100
笠岡市・井原市・瀬戸市・里庄町・矢掛町	篠 中	〒710-8320 岡山市東区島屋1083	086-434-7024 086-425-1941
井 坪	井 坪	〒714-5502 笠岡市大字井2-5	086-65-691675 086-65-63-5750
鳥取市	鶴 北	〒716-5355 鳥取市西町286-1	086-21-2836 086-65-22-3098
新見市	新 見	〒718-5355 鳥取市新見町249-1	086-77-22-5991 086-77-44-8577
丸岡市・新庄村	新 庄	〒727-0013 丸岡市新庄村	086-77-44-2990 086-77-44-2917
津市・鏡野町・美咲町・久米町	美 作	〒708-0051 津市木幡南114	0868-23-0163 0868-23-6120
美作市・鶴町・若狭町・西赤木村	鶴 岡	〒707-7555 美作市入田29-12	086-73-7140 086-66-72-4731
尾道市	岡山市	〒709-1546 岡山市立区庄田町1-1-1	086-59-2422 086-59-24-2905
倉敷市	倉敷市	〒710-0384 倉敷市若宮町170	086-434-9810 086-43-2905

# 高齢者虐待は社会全体の問題です みんなで防ごう

監修・鈴木隆雄  
前東京都老人総合研究所  
副所長



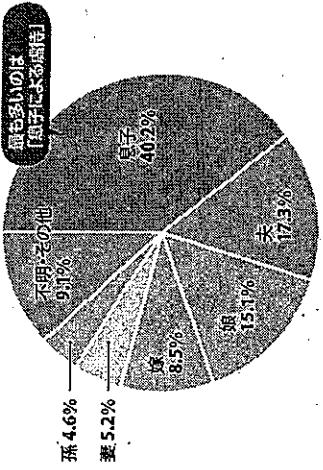
# 高齢者の虐待は、誰もが直面する

## 全国で年間1万件以上の高齢者虐待が起きています

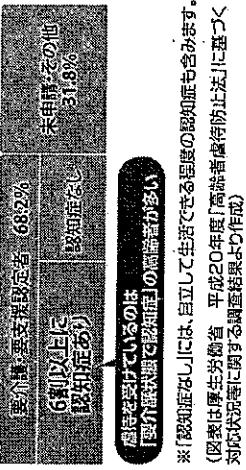
「高齢者虐待防止・養護費支授法」の施行により、これまであまり表面化してこなかった高齢者虐待の実態が、徐々に明らかになってきました。

厚生労働省が平成20年度に全国の市区町村を対象に行った調査では、家族などから虐待を受けたと判断された事例が1万4千件以上にものぼっています。この中には24人の死亡事例も含まれています。また虐待する側の約4割は「息子」。被虐待者である高齢者の約7割は要介護状態であり、そのうち6割以上に認知症の症状がみられます。介護、特に認知症介護の負担が、虐待と大きくかかわっていると考えられます。

### ●虐待者と被虐待者の特徴



### ●被虐待者の要介護認定と認証度の有無



※「認知症なし」には、自立して生活できる程度の認知症も含めます。  
(図表は厚生労働省、平成20年度「高齢者虐待防止法」に基づく  
対応状況等に関する調査結果より作成)

## 「虐待者が悪者だから」虐待が起きているわけではない

### こんな場合に高齢者虐待が起りやすい

●高齢者に認知症がある ●介護の負担をひとりで抱えている ●夫婦のみ、高齢者と単身の子どもだけなど小規模家庭 ●経済的に困窮している ●近所づきあいがない ●介護者に疾病や障害がある

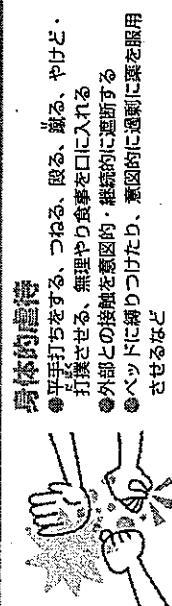
高齢者虐待についての周知や理解は進みつつありますが、残念ながら虐待数は年々増えています。虐待の背景には、高齢者の認知症や自立度の低下、その家族などの介護疲れや生活上の問題など、さまざまなものがあります。高齢者の尊厳を守り、高齢者と家族がともに健やかな暮らしを取り戻すためには、虐待を早期に発見し対応すること、そして地域全体で高齢者と家族を見守り、支援していくことが大切です。

岡山県

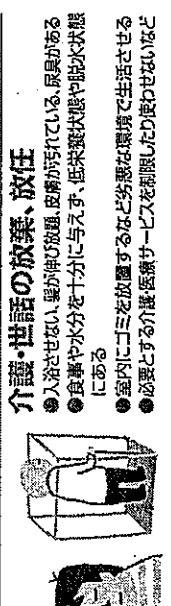
●介護保険や福祉サービスの利用  
●成年後見制度の利用  
●近隣の人とのつながりなど  
地域全体で見守り、支えていく水  
必要がある

# するかもしれない問題です

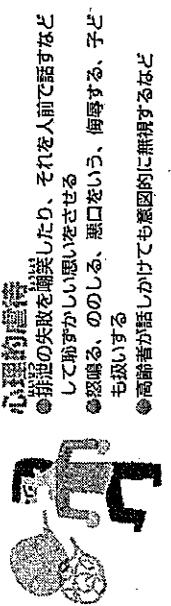
以下で思い当たることはありますか？



暴力を加える



性話をしない



性的な行為をする



金銭や財産を使う

高齢者虐待防止のためには、気がかりなことがありましたら、地域包括支援センターへご連絡ください。

- 暴力を加えている。怒鳴られる、金を取られるなどと訴えている。
- あざや嘲があるのに理由を聞くてもはつぱりしない。
- 家族が介護でとても疲れていたり、高齢者の悪口を言っている。
- 介護や医療について相談する人が少ないようだ。
- ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなりた。
- 高齢者を訪ねると家庭に嫌がたり、会わせてもうえがない。
- 屋間でも雨戸が閉まっている。
- 家の周囲にゴミが放置されたり異臭がする。
- 郵便受けが新築や手配で一杯になっている。
- 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり大きな物音がする。
- 高齢者が道筋に座り込んだり徘徊していることがある。
- 嬉しい日や寒い日、雨の日になのに高齢者が長時間外にいる。
- 介護が必要なのに、サービスを利用しているようすがない。
- 高齢者の服が汚れたりお風呂に入っているようすがない。
- 最近、セールスや営業の車が来ることが多くなった。
- 家族がいるのにいつもコンタクトをとらない。
- 〇がついた項目が多いほど、支援の必要性が高い状態です。

## 各市町村地域包括支援センターの連絡先

地元電話番号	電話番号	地元包括支援センター	地元包括支援センター	電話番号	
北区中央	086-224-8755	琴浦	086-473-9001	備前市	0869-64-1844
北区北	086-251-6623	堺島中部	086-473-0847	内ヶ丘市	0869-26-5948
中山区	086-274-5172	尾島、島西	086-472-0221	赤磐市	086-955-1116
東市	086-944-1866	赤崎	086-472-2941	東広島市	0867-52-1159
南区西	086-281-9681	倉下、津井	086-479-8271	美作市	0868-72-0844
南区南	086-261-7301	瀬戸内	086-485-1874	浅口市	0865-44-7388
敷中	086-430-6703	玉島東	086-523-6235	和気町	0869-92-9778
倉敷南	086-420-1385	玉島中部	086-523-5322	早島町	086-482-2432
老松・中洲	086-427-1191	玉島南	086-528-3266	里庄町	0865-64-7232
大高	086-427-8811	五島北	086-525-1339	矢掛町	0866-82-1013
倉敷・敦賀	086-466-3156	五島西	086-552-9005	新庄町	0867-56-2001
帯江・墨洲	086-429-2714	眞備	086-698-5999	鏡野町	0869-54-2986
中庄	086-461-2857	津山市	0868-23-1004	勝央町	0868-38-3028
天城・茶屋町	086-428-1661	玉野市	0863-33-6600	奈義町	0868-36-4119
庄北	086-461-0085	庄原市	0865-62-6662	栗原村	0868-79-7100
倉敷北	086-463-7760	井原市	0866-62-9552	久米町	0867-28-2090
水島	086-446-6611	総社市	0866-92-8244	美咲町	0868-66-1195
福原	086-455-5132	高梁市	0866-21-0300	吉備中央町	0866-54-1320
蓮島	086-444-3200	新見市	0867-72-6209	長寿社会課	

岡山県保健福祉部

長寿社会課

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

☎086-226-7326(直通)

このほかにも、「セルフネグレクト(自ら自分の生命、健康、生活を損なうまま放置している状態)」の高齢者も多く、他の虐待が望まれます。

成年後見制度の利用を考えてみましょう  
経済的虐待を起こさない、また医療面の被害などにより認知症などにより判断能力が十分でない度の利用を考えてみましょう。成年後見制度とは認知症などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理(財産管理)や日常生活上のさまざまな契約などを本人に代わって後見人などが支障する制度です。

※詳しくは地域包括支援センターや市区町村の窓口などにご相談ください。  
経済的虐待を起こさない、また医療面の被害などにより認知症などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理(財産管理)や日常生活上のさまざま契約などを本人に代わって後見人などが支障する制度です。

# 岡山県長寿社会課のホームページ( [http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=35](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=35) )

文字サイズ変更 左に戻す | 大きくする | 文字色変更／音声読み上げ

岡山県ホームページ 楽天・景観 健康・福祉 教育・文化 しと・産業 社会基盤 県政情報

分野で探す 組織で探す(直通電話番号一覧) キーワードで探す  検索 Google Custom Search

お問い合わせ

長寿社会課

申請・届出の際の必要書類の解説と各種様式のダウンロード

関連情報

お知らせ

「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」の一部改正について 2011年1月24日

- 介護支援専門員証の有効期間の更新について 2011年1月21日
- 消費生活用製品(介護ベッド等)の重大製品品質指針の実施について
- 平成23年2月の集計結果に基づく解説、Q&A、届出様式のダウンロード
- 岡山県国民健康保険支援方針 2010年12月14日
- 岡山県版の自己点検シートのダウンロード

県民のお知らせ

岡山県に報告すべき事故の範囲、報告様式のダウンロード

介護員養成研修について

- 平成22年度 ケアマネ試験合格発表表
- 有料老人ホーム(適合高齢者専用居住住宅)の利用をお考えの皆様へ(一覧表掲載 H22.10現在)
- 新たに高齢者医療制度のあり方にについての公聴会開催について
- 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムの実施について
- 後期高齢者医療制度に関する最新情報はこちら！
- 国の平成21年度補正予算において設けられた基金の執行状況等について
- 審議会等の一覧
- 高齢者の相談窓口(地域包括支援センター)

保険医療機関・保険薬局の皆様へのお知らせ

医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いそのためのガイドラインのダウンロード(厚生労働省HP)

- 平成22年度集中指導(医科)資料の概要について
- 出産育児一時金の医療機関への直接支払制度
- 特定疾患研究事業等に係るレセナト記載放題額の変更について(医療機関の方々へ)
- 平成21年1月から、75歳到達月の高額療養費限度額が半額になります！(医療機関の方々へ)
- 平成20年度診療報酬改定関係資料について
- 後期高齢者医療制度の現役並み所得判定について(医療機関の方々へ)

関連リンク

岡山県介護サービス情報センター

※本ページは全・半・カウント用的な意味ではありません。詳しくは各項目をご確認ください。

# 質問票

平成 年 月 日

事業所名 (医療機関名)								
サービス種別		事業所番号	3 3					
所在地								
電話番号		FAX番号						
担当者名 (氏名)	(職名)							

【質問】

【回答】

※ ご質問がある場合は、この質問票により必ずFAXにて事業所を所管する県民局あてにお問い合わせください。(FAX番号は次項の【居宅介護支援】事業担当課一覧を参照)

## 県民局【居宅介護支援】事業担当課一覧

平成23年2月1日現在

県民局名称・担当課	所在地	電話番号 FAX番号	管轄する市町村
備前県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第二班	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	電話 086-272-3995 FAX 086-272-2660	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者第一班 事業者第二班	〒710-8530 倉敷市羽島1083	第一班 電話 086-434-7162 FAX 086-427-5304 第二班 電話 086-434-7054 FAX 086-427-5304	倉敷市、総社市、早島町 笠岡市、井原市、高梁市、新見市、浅口市、里庄町、矢掛町
美作県民局 健康福祉部 健康福祉課 事業者班	〒708-0051 津山市椿高下114	電話 0868-23-1291 FAX 0868-23-2346	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村、勝央町、久米南町、美咲町